

## 11. 災害救助・災害弔慰金等

### (1) 災害救助

災害救助法による救助は、被災者個人の基本的生活権の保護と災害による社会秩序の保全を図ることを目的として、一定の程度の災害が発生し、被災者が現に救助を要する状態にある場合に市町村の地域を単位として、災害救助法の適用地域を指定し、被災者に対して応急的な救助を実施するものである。

県では、あらゆる災害に対処するため「高知県地域防災計画」をたてて、総合的な防災、救助の実施体制をとっている。

なお、災害救助法の適用状況等については、次表のとおりである。

## 災害救助費支出状況(昭和34年度以降)

決定分=単位:千円

年 度	種 別	災害救助法適用市町村数	救 助 費 総 額
昭和34年度	伊勢湾台風	2	8,388
昭和35年度	チリ地震津波	1	2,304
昭和36年度	第2室戸台風	3	12,790
昭和38年度	台風9号	15	35,922
昭和39年度	台風20号	21	99,052
昭和40年度	台風23号	2	11,112
昭和45年度	台風10号	26	313,664
昭和46年度	台風23号	1	1,748
昭和46年度	大火	1	686
昭和47年度	集中豪雨	1	801
	"	3	29,051
	台風9号	1	6,195
	集中豪雨	1	889
	台風20号	2	17,507
昭和49年度	台風16号	3	9,446
昭和50年度	台風5号	19	352,358
昭和51年度	台風17号	7	183,350
昭和53年度	集中豪雨	1	4,777
昭和54年度	台風16号	1	2,196
昭和55年度	集中豪雨	1	1,467
平成10年度	"	6	57,220
平成13年度	"	2	51,774
平成16年度	台風15号	1	334
平成17年度	台風14号	1	1,936
平成26年度	台風12、11号	4	8,200

## (2)災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

自然災害により被害を受けた者に対する個人救済のため、昭和48年9月「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律」が制定され、法で定める一定の災害により死亡した者の遺族に対しては災害弔慰金の支給が、また、一定の住家等に被害を受けた世帯には災害援護資金の貸付けが行われることとなった。昭和57年8月「災害弔慰金の支給等に関する法律」と改められ、災害により負傷し、又は疾病にかかり、その結果精神又は身体に著しい障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給することとなった。

この制度は、市町村が条例を制定し、実施することとなっているが、その金額及び費用負担は次のとおり。

### ア 災害弔慰金の支給

#### (ア) 支給限度額

- a 死亡当時に死亡者により主として世帯の生計を維持していたとき 500万円以内
- b a以外のとき 250万円以内

(イ) 費用負担 国1/2 県1/4 市町村1/4

イ 災害障害見舞金の支給

(ア) 支給限度額

- |                                    |         |
|------------------------------------|---------|
| a 負傷又は疾病にかかった当時に主として世帯の生計を維持していたとき | 250万円以内 |
| b a以外のとき                           | 125万円以内 |

(イ) 費用負担 国1／2 県1／4 市町村1／4

ウ 災害援護資金の貸付

(ア) 貸付限度額

- |  |          |
|--|----------|
| a 世帯主の負傷 (1か月以上)                               | 150万円以内  |
| b 家財の3分の1以上の損害                                 | 150万円 // |
| c 住居の半壊  | 170万円 // |
| d 住居の全壊 (eのときを除く)                              | 250万円 // |
| e 住居の全体が滅失又は流失のとき                              | 350万円 // |
| f 世帯主の負傷+家財の損害                                 | 250万円 // |
| g 世帯主の負傷+住居の半壊                                 | 270万円 // |
| h // +住居の全壊                                    | 350万円 // |
| i 被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情のある場合 |          |
| (a) 住居の半壊                                      | 250万円以内  |
| (b) 住居の全壊                                      | 350万円 // |
| (c) 世帯主の負傷+住居の半壊                               | 350万円 // |

(イ) 貸付利率等

10年償還 (内据置期間3年又は5年) 年3% (据置期間を除く)

(ウ) 費用負担 国2／3 県1／3